

令和 7 年 6 月 2 6 日

○規則

小田原市都市公園移動等円滑化基準を定める規則の一部を改正する規則

小田原市都市公園移動等円滑化基準を定める規則の一部を改正する規則

[改正理由]

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う
所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の条項に移動が生
じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

(第3条関係)

[適 用]

公布の日

小田原市都市公園移動等円滑化基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 0 号

小田原市都市公園移動等円滑化基準を定める規則の一部を改正する規則

小田原市都市公園移動等円滑化基準を定める規則（平成 2 5 年小田原市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。